

コーポレートガバナンス

コーポレートガバナンス体制	52
コンプライアンス(法令等の遵守)の徹底	62
利益相反の管理	63
個人情報保護の取り組み	64
反社会的勢力への対応	64
リスク管理体制	65

コーポレートガバナンス体制

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方 ●

当社は、当社グループ(当社およびかんぽシステムソリューションズ(株)を指します。以下同じ。)の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出のため、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を定め、当社グループのコーポレートガバナンス体制を構築しています。

コーポレートガバナンスに関する基本方針

http://www.jp-life.japanpost.jp/aboutus/company/abt_cmp_report.html

機関設計 ●

当社は指名委員会等設置会社であり、経営を監督する取締役会と業務を執行する執行役とでその役割を分離し、会社経営に関する責任を明確にしています。取締役会のなかに、指名委員会、報酬委員会、監査委員会の3つの委員会を設置し、社外の視点を経営に十分に活用するとともに、経営の意思決定の透明性および公正性を確保しています。具体的には、右の役割をそれぞれの委員会に担わせています。

- ・指名委員会は、取締役の選任・解任に関する株主総会議案の決定を行います。
- ・報酬委員会は、取締役と執行役の報酬に関する方針の策定、個人別の報酬内容の決定を行います。
- ・監査委員会は、取締役と執行役の職務の執行の監査および監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任などに関する株主総会議案の決定、会計監査人への監査報酬を決定する際の同意を行います。

内部管理体制 ●

当社は、企業価値の向上を図り、お客さまから選ばれる真に日本一の保険会社となるためには、内部管理体制の整備・強化が極めて重要であると認識しています。自己責任の原則に基づく業務執行体制を確立し、引き続き当社の組織・体制の強化に取り組んでいます。

● 組織・体制の概要

業務執行における経営上の重要な事項は、代表執行役社長と各業務を担当する執行役で構成する経営会議で協議したうえで、代表執行役社長が決定しています。さらに、経営会議の諮問委員会として、9つの専門委員会を設置しています。各担当執行役の専決事項のうち部門横断的な課題などについては各専門委員会で協議を行っています。

- | | | |
|-----------------|---------------|----------------|
| ① 収益管理委員会 | ② リスク管理委員会 | ③ コンプライアンス委員会 |
| ④ お客さまサービス向上委員会 | ⑤ 商品開発委員会 | ⑥ 事務・システム改革委員会 |
| ⑦ 働き方改革委員会 | ⑧ 情報セキュリティ委員会 | ⑨ 情報開示委員会 |

● 内部統制の取り組み

当社は、業務の適正を確保し、企業価値の向上を図るため、取締役会において「内部統制システムの構築に係る基本方針」を定めています。

この方針に基づき、以下の体制整備をはじめとした、適切な内部統制システムの構築に努めています。

- 当社の執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 当社並びに日本郵政株式会社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 監査委員会の実効的な監査を確保するための体制

● 內部監查態勢

当社は、健全かつ適正な業務の運営に役立てるため、業務執行部門から独立した内部監査部を設置し、内部管理態勢や業務執行状況の適切性および有効性を検証・評価する態勢を整備しています。

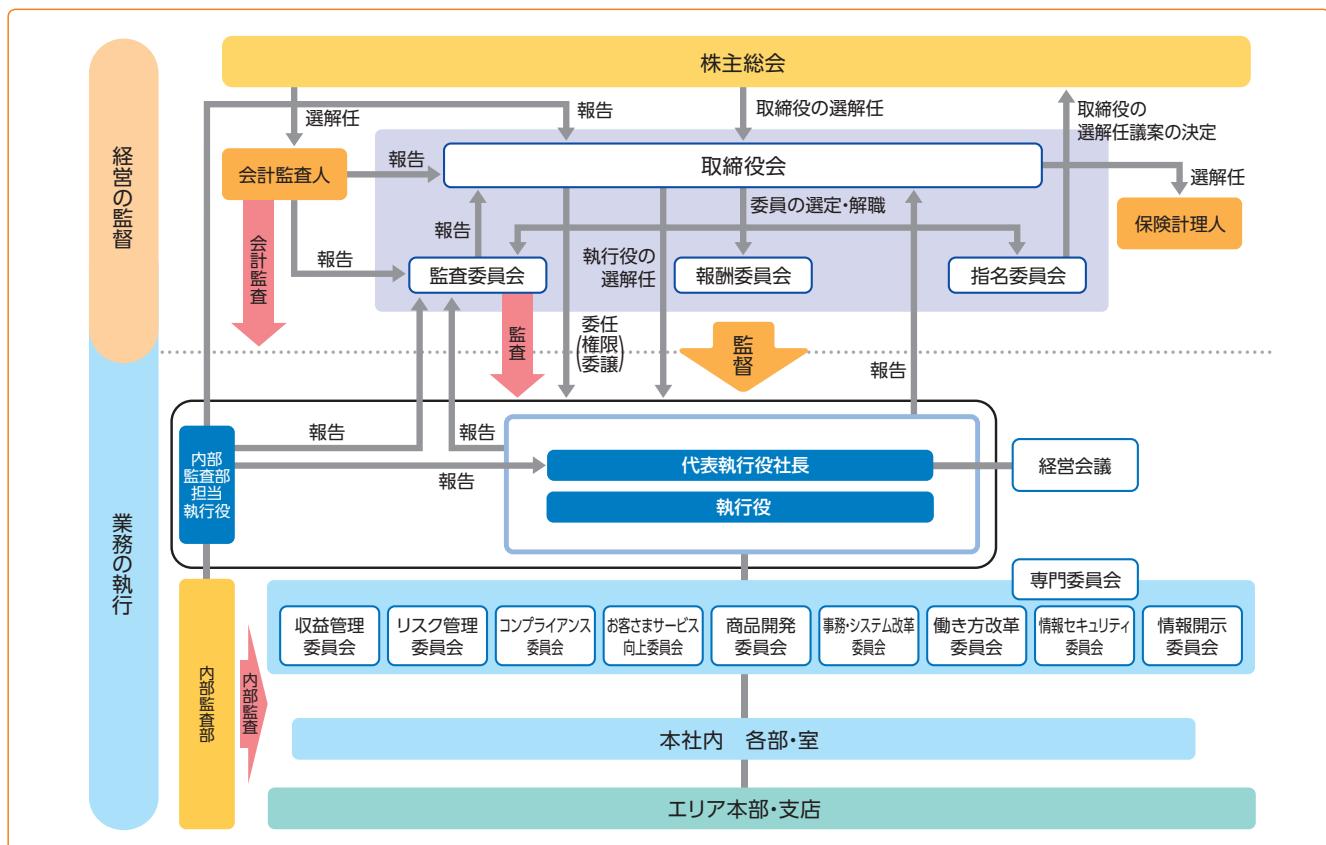
内部監査部は、本社各部、エリア本部、支店および子会社ならびに代理店である日本郵便株式会社などに対し内部監査を実施しています。

内部監査で認められた問題点・課題については、被監

査部門には是正または改善を求めるとともに、その改善状況を把握するためフォローアップを行っています。内部監査結果などについては、代表執行役社長、監査委員会、取締役会などに報告しています。

また、内部監査部は、内部監査に関する研修の充実や資格取得の促進により専門スキルの向上を図るとともに、各領域の業務に精通した人材を確保するなど、内部監査態勢の強化に取り組んでいます。

内部管理体制圖



取締役及び執行役

男性29名 女性6名(取締役及び執行役のうち女性の比率 17.1%)

(2018年7月1日現在)

取締役

うえひら みづひこ
植平 光彦 1956年生まれ
取締役兼代表執行役社長

1979年 4月 東京海上火災保険株式会社入社
2012年 6月 東京海上ホールディングス株式会社執行役員
　　国内事業企画部長
2013年 6月 当社常務執行役
2013年 7月 当社常務執行役営業企画部長

2014年 4月 当社常務執行役
2015年 6月 当社専務執行役
2017年 6月 当社取締役兼代表執行役社長 (現任)
2017年 6月 日本郵政株式会社取締役 (現任)



選任理由 損害保険会社および当社の営業企画部門等において要職を歴任するとともに、当社代表執行役社長として当社の経営を担っており、その豊富な経験と実績を活かして、当社の重要な業務執行の決定および執行役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

出席状況 取締役会 90%(9回／10回)

ほりがね まさあき
堀金 正章 1956年生まれ
取締役兼代表執行役副社長

1979年 4月 郵政省入省
2007年10月 当社執行役財務部長
2008年10月 当社執行役主計部長
2010年10月 当社常務執行役主計部長

2011年 7月 当社常務執行役
2014年 7月 当社専務執行役
2017年 6月 当社取締役兼代表執行役副社長 (現任)



選任理由 当社の財務部門等において要職を歴任するとともに、当社代表執行役副社長として当社の経営を担っており、その豊富な経験と実績を活かして、当社の重要な業務執行の決定および執行役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

出席状況 取締役会 100%(10回／10回)

さだゆき やすひろ
定行 恭宏 1955年生まれ
取締役

1978年 4月 安田火災海上保険株式会社入社
2009年 4月 株式会社損害保険ジャパン理事リスク管理部長
2010年 4月 NKSJホールディングス株式会社リスク管理部長
2012年 4月 NKSJシステムズ株式会社常勤監査役

2013年 7月 当社監査委員会事務局統括役
2014年 7月 当社常務執行役
2017年 6月 当社取締役 (現任)



選任理由 損害保険会社および当社のリスク管理部門等で培った豊富な経験と実績を活かして、当社の重要な業務執行の決定および執行役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

出席状況 取締役会 100%(10回／10回) 監査委員会 100%(12回／12回)

ながと まさつぐ
長門 正貢 1948年生まれ
取締役

1972年 4月 株式会社日本興業銀行入行
2000年 6月 同社執行役員
2001年 6月 同社常務執行役員
2002年 4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員
2003年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員
2006年 6月 富士重工業株式会社専務執行役員
2007年 6月 同社取締役兼専務執行役員
2010年 6月 同社代表取締役副社長

2011年 6月 シティバンク銀行株式会社取締役副会長
2012年 1月 同社取締役会長
2015年 5月 株式会社ゆうちょ銀行取締役兼代表執行役社長
2015年 6月 日本郵政株式会社取締役
2016年 4月 同社取締役兼代表執行役社長 (現任)
2016年 4月 日本郵便株式会社取締役 (現任)
2016年 4月 株式会社ゆうちょ銀行取締役 (現任)
2016年 6月 当社取締役 (現任)



選任理由 長年にわたり金融機関の経営に携わっており、また、グループ会社である株式会社ゆうちょ銀行取締役兼代表執行役社長として実績を残すとともに、当社の親会社である日本郵政株式会社の取締役兼代表執行役社長として日本郵政グループ全般の経営を担っていることから、その豊富な経験と実績を活かして、当社の重要な業務執行の決定および執行役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

出席状況 取締役会 100%(13回／13回) 指名委員会 100%(2回／2回) 報酬委員会 100%(4回／4回)

はっとり しんじ
服部 真二

1953年生まれ
社外取締役

1975年 4月 三菱商事株式会社入社	2009年 6月 同社代表取締役副社長
1984年 7月 株式会社精工舎入社	2010年 4月 同社代表取締役社長
2001年 6月 セイコープレシジョン株式会社代表取締役社長	2012年10月 同社代表取締役会長兼グループCEO（現任）
2003年 6月 セイコーウオッチ株式会社代表取締役社長	2014年 6月 当社取締役（現任）
2007年 6月 セイコー株式会社取締役	2015年 6月 セイコーウオッチ株式会社代表取締役社長兼CEO
2007年 7月 セイコーホールディングス株式会社取締役	2017年 4月 同社代表取締役会長兼CEO（現任）



選任理由 長年にわたり株式会社の経営に携わっており、その経験を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。

出席状況 取締役会 92%(12回／13回) 指名委員会 100%(2回／2回) 報酬委員会 100%(4回／4回)

すずき まさこ
鈴木 雅子

1954年生まれ
社外取締役

1983年 7月 株式会社テンポラリーセンター入社	2010年 8月 株式会社パソナグループ取締役
1999年 4月 株式会社パソナ執行役員	2012年 3月 株式会社ベネフィットワンソリューションズ取締役（現任）
2004年 9月 同社取締役専務執行役員	2012年 5月 株式会社ベネフィットワン・ヘルスケア監査役
2007年12月 株式会社パソナグループ取締役専務執行役員	2016年 1月 同社代表取締役社長（現任）
2010年 6月 株式会社ベネフィット・ワン取締役副社長（現任）	2016年 6月 当社取締役（現任）



選任理由 長年にわたり株式会社の経営に携わっており、その経験を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。

出席状況 取締役会 100%(13回／13回) 監査委員会 100%(12回／12回)

さいとう たもつ
斎藤 保

1952年生まれ
社外取締役

1975年 4月 石川島播磨重工業株式会社入社	2011年 4月 同社代表取締役副社長
2006年 6月 同社執行役員航空宇宙事業本部副本部長	2012年 4月 同社代表取締役社長最高経営執行責任者
2007年 7月 株式会社IHI執行役員航空宇宙事業本部副本部長	2016年 4月 同社代表取締役会長最高経営責任者
2008年 1月 同社執行役員航空宇宙事業本部長	ものづくりシステム戦略本部長
2008年 4月 同社取締役執行役員航空宇宙事業本部長	2017年 4月 同社代表取締役会長（現任）
2009年 4月 同社取締役常務執行役員航空宇宙事業本部長	2017年 6月 当社取締役（現任）
2010年 4月 同社取締役	2018年 6月 沖電気工業株式会社社外取締役（現任）



選任理由 長年にわたり株式会社の経営に携わっており、その経験を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。

出席状況 取締役会 100%(10回／10回) 報酬委員会 100%(3回／3回)

おざき みちあき
尾崎 道明

1952年生まれ
社外取締役

1978年 4月 東京地方検察庁検事官	2014年 1月 高松高等検察庁検事長
2004年 1月 最高検察庁検事	2014年 7月 大阪高等検察庁検事長
2005年 1月 外務大臣官房監察査察官	2016年 2月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
2006年 4月 甲府地方検察庁検事正	2016年 5月 弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所特別顧問（現任）
2007年 6月 最高検察庁検事（裁判員制度等実施準備検討会）	2016年 6月 東日本高速道路株式会社社外監査役（現任）
2008年 6月 法務省矯正局長	2017年 6月 当社取締役（現任）
2010年12月 公安調査庁長官	



選任理由 長年にわたり検事または弁護士の職にあり、その経験を通じて培った法律の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与したことではありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

出席状況 取締役会 100%(10回／10回) 監査委員会 100%(12回／12回)

やま だ め ゆ み
山田 メユミ 1972年生まれ
社外取締役

1995年 4月 香栄興業株式会社入社
1997年 5月 株式会社キスミーコスマチックス入社
1999年 7月 有限会社アイ・スタイル代表取締役
2000年 4月 株式会社アイスタイル代表取締役
2009年12月 同社取締役（現任）
2012年 5月 株式会社サイバースター代表取締役社長

2015年 9月 株式会社メディア・グローブ取締役（現任）
2016年 3月 株式会社ISパートナーズ代表取締役社長（現任）
2016年 9月 株式会社Eat Smart取締役（現任）
2017年 6月 当社取締役（現任）
2017年 6月 セイノホールディングス株式会社社外取締役（現任）



選任理由 長年にわたり株式会社の経営に携わっており、その経験を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。

出席状況 取締役会 100%(10回／10回) 監査委員会 100%(12回／12回)

こ むろ よ し え
小室 淑恵 1975年生まれ
社外取締役

1999年 4月 株式会社資生堂入社
2006年 7月 株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長（現任）
2008年 4月 内閣府仕事と生活の調和連携推進評価部会委員
2011年 8月 厚生労働省社会保障審議会年金部会委員（現任）
2012年 8月 経済産業省産業構造審議会委員

2013年 4月 内閣府子ども子育て会議委員
2014年 9月 安倍内閣産業競争力会議民間議員
2015年 2月 文部科学省中央教育審議会委員
2016年 3月 霞が関の働き方改革を加速するための懇談会座長
2017年 6月 当社取締役（現任）



選任理由 長年にわたり株式会社の経営に携わるとともに、政府関係会議の有識者委員等を歴任し、働き方改革など企業経営を取り巻く事象についての深い見識を有しており、その経験を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。

出席状況 取締役会 90%(9回／10回)

はら だ かずゆき
原田 一之 1954年生まれ
社外取締役

1976年 4月 京浜急行電鉄株式会社入社
2007年 6月 同社取締役
2010年 6月 同社常務取締役
2011年 6月 同社専務取締役

2013年 6月 同社代表取締役社長（現任）
2015年 6月 日本空港ビルディング株式会社社外取締役（現任）
2018年 6月 当社取締役（現任）



選任理由 長年にわたり株式会社の経営に携わっており、その経験を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。

出席状況 取締役会 -%(-回／-回)

(注1)服部真二、鈴木雅子、斎藤保、尾崎道明、山田メユミ、小室淑恵、原田一之の7氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

(注2)出席状況は、当社取締役就任以降、2017年度に開催された取締役会および各委員会の状況を記載しています。

委員会

指名委員会		監査委員会		報酬委員会	
委員長	ながと 長門 まさつぐ 正貢	委員長	おざき 尾崎 みちあき 道明	委員長	さいとう 斎藤 たもつ 保
委員	はつとり 服部 しんじ 真二	委員	さだゆき 定行 やすひろ 恭宏	委員	ながと 長門 まさつぐ 正貢
委員	はらだ 原田 かずゆき 一之	委員	すずき 鈴木 まさこ 雅子	委員	はつとり 服部 しんじ 真二
		委員	やまだ 山田 めゆみ メユミ		

執行役

担当および委嘱			
代表執行役社長	植平 光彦	(うえひら みつひこ)	
代表執行役副社長	堀金 正章	(ほりがね まさあき)	秘書部、主計部、運用審査部
専務執行役	堀家 吉人	(ほりいえ よしと)	コンプライアンス統括部、募集管理統括部、お客さまサービス統括部
専務執行役	井戸 良彦	(いど よしひこ)	営業推進部、営業指導育成部
常務執行役	井上 義夫	(いのうえ よしお)	内部監査部
常務執行役	長相 博	(ながそう ひろし)	総務部、エリア本部
常務執行役	立花 淳	(たちばな あつし)	運用企画部、市場運用部、運用開発部
常務執行役	安藤 伸次	(あんどう しんじ)	文書法務部、資金会計部、融資部
常務執行役	加藤 進康	(かとう のぶやす)	経営企画部、デジタルサービス推進部、広報部
常務執行役	廣中 恭明	(ひろなか やすあき)	システム管理部、システム企画部、デジタル化推進担当
常務執行役	奈良 知明	(なら ともあき)	リスク管理統括部、人事部、人材開発部
常務執行役	内木場信篤	(うちこば のぶあつ)	事務企画部、商品開発部
常務執行役	鈴川 泰三	(すずかわ やすみ)	新契約部、契約サービス部、支払部、保険金部
常務執行役	宮西 嘉樹	(みやにし よしき)	営業企画部、法人営業開発部
常務執行役	松田 紀子	(まつだ みちこ)	働き方改革推進担当
執行役	小野木喜恵子	(おのき きえこ)	仙台事務サービスセンター長
執行役	大西 徹	(おおにし とおる)	近畿エリア本部長
執行役	阪本 秀一	(さかもと ひでかず)	営業推進部長
執行役	古家 潤子	(こいえ じゅんこ)	保険計理人
執行役	横山 政道	(よこやま まさみち)	
執行役	田中 元則	(たなか もとのり)	東海エリア本部長
執行役	羽柴 正人	(はしば まさと)	関東エリア本部長
執行役	飯田 隆士	(いいだ たかし)	九州エリア本部長
執行役	藤井 慎介	(ふじい しんすけ)	内部監査部長
執行役	藤森 敬裕	(ふじもり のりひろ)	事務企画部長
執行役	齋藤 肇	(さいとう はじめ)	東京エリア本部長

取締役会の活動状況(社外取締役インタビュー)

当社は、コーポレートガバナンスを確立し、健全な経営を確保することにより、常に新しい価値を創造して、持続的な成長を遂げていくことを目指しております。

当社のコーポレートガバナンスへの取組みや当社取締役会の役割と実効性について、2017年6月から当社監査委員会委員長を務める尾崎道明取締役にお聞きしました。

取締役 尾崎 道明

● 経歴

1978年 4月	東京地方検察庁検事任官	2014年 1月	高松高等検察庁検事長
2004年 1月	最高検察庁検事	2014年 7月	大阪高等検察庁検事長
2005年 1月	外務大臣官房監察査察官	2016年 2月	弁護士登録(第一東京弁護士会)
2006年 4月	甲府地方検察庁検事正	2016年 5月	弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所特別顧問(現任)
2007年 6月	最高検察庁検事(裁判員制度等 実施準備検討会)	2016年 6月	東日本高速道路株式会社社外監 査役(現任)
2008年 6月	法務省矯正局長	2017年 6月	当社取締役(現任)
2010年12月	公安調査庁長官		

Q.1

当社のコーポレートガバナンスについて、どのようにお考えですか。

当社は、経営の監督と業務執行が分離された「指名委員会等設置会社」です。指名委員会等設置会社では、その時々の経営環境と課題に応じた迅速な意思決定が可能となるように、業務執行の大部分が執行役の権限にゆだねられています。

このような機関設計は、「モニタリング・モデル」と呼ばれ、社外取締役を含む取締役会および社外取締役を中心とする指名・報酬・監査各委員会が執行組織から独立して、客観的な立場から監督を行うことが期待されています。このため、会社法上、各委員会の委員の過半数は社外取締役でなければならないと定められています。

したがって、当社において取締役会および各委員会による監督の実効性を確保することは、極めて重要な課題です。

私は監査委員会に属していますが、監査委員は私を含めて4名、うち3名が社外取締役です。監査委員会は、執行役等の業務執行の適法性および妥当性を監査するという重要な責務を負っております。

当社監査委員会は、原則として毎月開催され、年度当初に決定した監査計画に基づいて、担当執行役等から職務執行状況の詳細な報告を受けるほか、随時、必要に応じて報告を求め、質疑を行っています。議論は非常に活発であり、予定時間を超過することもしばしばです。その状況は取締役会にも報告し、他の取締役との認識の共有に努めています。担当執行役等から比較的詳細な説明を受けて議論するという、監査委員会の役割はたいへん重要であると感じております。

当社は、法律によって日本郵政株式会社と日本郵便株式会社に義務付けられた保険のユニバーサルサービスを提供するという固有の社会的使命を負っております。

す。これを踏まえつつ、監査に当たることが必要であると考えています。

例えば、当社の生命保険商品の約9割は全国津々浦々の郵便局で販売されていますし、お客さまから請求手続書類などを受け取るのも、主に郵便局で働く日本郵便株式会社の社員の皆さんです。当社が掲げている



「お客さま本位の業務運営」は、当社の社員だけでなく、郵便局で生命保険業務に携わっている皆さんの協力を得て初めて実現が可能になると見えます。

このように、当社のコーポレートガバナンスや内部統制を考えるにあたっては、日本郵便株式会社と当社が密接に協力・連携する必要があると考えております。このため、役員相互の連携を図ることはもちろん、当社社外取締役として、あるいは監査委員会として、当社支店のみならず、日本郵便の支社や郵便局にもうかがって、実情の把握に努めております。

全国津々浦々に及ぶ大きな組織の数多くの社員の皆さんがある、お客さまに良質の保険サービスを提供していく、その使命感と生きがいを感じつつ日々の保険業務に従事し、これによって当社がさらに発展し、一層の信頼を得ていくことが重要です。このために、執行役の皆さんともども、努力していきたいと考えております。

Q.2 当社取締役会の実効性をどのように評価していますか。

当社取締役会は11名中7名が社外取締役で構成されており、非常に高い独立性が確保されています。

私以外の6名の社外取締役は、製造業やサービス業など幅広い業種の企業経営者の方々で、それぞれの分野で培つてこられた豊富な経験と高い識見をお持ちです。また、男性が4名、女性が3名であり、年齢層も幅広く、この面からも多様性に富んでいます。

原則として毎月開催される取締役会では、このような各取締役の多様で豊富な経験や知識を背景として、活発な議論が行われております。私自身も、他の取締役の方々の、それぞれの経験に基づく新鮮な意見に啓発されることが少なくありません。なお、取締役会への出席率(2017年度)につきましては、社外取締役全員が9割以上となっております。

取締役会の運営に関しては、社外取締役がその機能を十分発揮できるよう不斷に工夫が重ねられています。例えば、生命保険会社特有の会計やリスク管理などの専門的な事項については、取締役会の場はもちろんのこと、必要に応じてこれとは別の場も設けて、執行部門から丁寧な説明を受けています。

また、さきほども述べましたように、当社の商品を実際にお客さまにお届けする郵便局や当社支店などを訪問し、社員の皆さんと意見交換する機会も持っております。これらの工夫は、社外取締役である私どもが当社の経営戦略やコンプライアンスについて議論し、監督を行うにあたり、たいへん有用であると感じています。

このように、当社の取締役会の運営は充実しており、その実効性は高いと考えております。引き続き、これをさらに高めるため、微力を尽くし、社外取締役として期待される役割を果たしていきたいと考えております。



株主・投資家との対話

IRの実施状況

● 決算説明会・決算電話会議

決算発表後、機関投資家やアナリスト向けに決算説明会や電話会議などを開催し、経営陣が経営戦略・財務状況などについて説明しています。

● 国内外機関投資家向けIR

国内外機関投資家へのIRおよび経営陣による海外IRを年数回実施しています。また、国内・海外投資家間の情報格差をなくすため、決算短信やIR資料などの英訳を、当社Webサイトに掲載しています。

● 個人投資家向けIR

当社Webサイトに個人投資家向けのページを設け、IR資料の掲載や説明会の開催状況など、情報の充実を図っています。また、個人投資家の皆さまを対象とした会社説明会・セミナーを年間を通じて実施しています。

● IR資料などのWebサイト掲載

決算短信などの決算情報やIR資料、その他の適時開示資料や有価証券報告書などの法定開示資料を、当社Webサイトに掲載しています。

対話活動の具体例(2017年度)

- 機関投資家・アナリスト向け決算電話会議
(年4回実施)
- 機関投資家・アナリスト向け決算説明会
(年2回実施)
- 国内外機関投資家との個別面談
(年約120回実施)
- 個人投資家向け会社説明会
(年19回実施:東京、大阪、名古屋、金沢 等)



決算説明会の模様

株主総会

2018年6月18日、第12回定時株主総会を開催しました（当日ご出席株主数284名、所要時間1時間17分）。

開催にあたっては、株主の皆さまの利便性向上とコミュニケーションの充実に取り組みました。

株主総会招集ご通知については、早期発送の観点より、同年5月30日に発送したほか、発送前の同年5月21日に当社Webサイトなどにその内容を公開し、株主の皆さまに議案を十分ご検討いただけるよう努めました。また、インターネットでの議決権行使を可能にしていながら、東京証券取引所が推奨する機関投資家向け議決

権電子行使プラットフォームに参加するなど、議決権行使環境の整備にも取り組みました。

事業報告では、映像を活用して説明を行い、株主の皆さまに分かりやすくご理解いただけるよう努め、質疑応答では、当社の成長戦略・配当政策などについてご質問をいただき、社長および担当役員が回答し、双方のコミュニケーションのさらなる充実を図りました。

株主総会終了後は、株主の皆さまへの情報提供充実の一環として、株主通信の発行のほか、議決権行使結果などを当社Webサイトにて速やかに公開しています。



第12回定時株主総会の模様

適切な情報開示

当社では、お客さまをはじめとするステークホルダーの皆さんに当社の経営内容についてご理解を一層深めていただくため、適切な情報開示に努めています。

当社は、「ディスクロージャーポリシー」を公表しており、関係法令等に基づく開示情報に加えて、財務・非財務情報について、本誌「かんぽ生命の現状2018」をはじめ、Webサイトなどを通じて積極的に情報発信を行っています。

情報開示の具体例

統合報告書「かんぽ生命の現状2018」

- | | |
|------------|-------------------|
| Webサイト | ● 「財務情報」 |
| スマートフォンサイト | ● 「IR情報」 |
| | ● 「ご契約のしおり・約款」 など |



▲統合報告書
「かんぽ生命の現状2018」

▲かんぽ生命Webサイト
<http://www.jp-life.japanpost.jp/>

コンプライアンス(法令等の遵守)の徹底

当社は、すべての役員および社員が事業活動のあらゆる局面において法令等(法令、諸規則、社内諸規程、社会規範および企業倫理)を遵守することにより業務の健全性および適切性を確保し、社会の信頼に応える態勢を確保しています。

当社は、「お客さまから選ばれる真に日本一の保険会社」を目指し、コンプライアンスの徹底に全社一丸となって取り組んでいます。

コンプライアンスに関する方針等

当社は、取締役会が定める「内部統制システムの構築に係る基本方針」に基づき、コンプライアンスの推進のための基本的事項を定めた「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス態勢を整備しています。

また、当社の企業活動に関連する法令等の解説を記載した「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、本社・支店などの全部署に配備しています。さらに、同マニュアルの

要点を解説した「コンプライアンス・ハンドブック」や、「経営理念」などをいつでも確認できるようにコンパクトにまとめたコンプライアンス携行カードを役員および社員全員に配布しています。このほか、毎年度、コンプライアンスを推進するための具体的な実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定し、コンプライアンスの徹底に関する取り組みを行っています。

コンプライアンス推進態勢

当社では、コンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス統括部担当執行役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、定期的に開催しています。コンプライアンス委員会では、経営上のコンプライアンスに係る方針、具体的な運用、諸問題への対応などについて協議を行うとともに、コンプライアンスの推進状況などについて把握、分析することにより、法令等の遵守、不祥事の未然防止などを図ります。

コンプライアンス統括部担当執行役は、自らの責任のもと、コンプライアンス態勢の整備・運営を行っています。さらにコンプライアンス統括部担当執行役は、重要な事項を経営会議、監査委員会および取締役会に報告しています。

コンプライアンスを統括する部署としてコンプライアンス統括部を設置しており、コンプライアンスに関する事項の全体的な企画・調整を行っているほか、全国13カ所に本社直轄のエリアコンプライアンス室を設置し、受持ち地域内のコンプライアンスに関する総合的企画・調整、推進および指導の統括ならびに不祥事件対応の統括を

行っています。コンプライアンスを担当する管理者としてはコンプライアンス統括部長およびエリアコンプライアンス室長をコンプライアンス・オフィサーとする態勢としているほか、コンプライアンスの推進に責任を持つ者として、本社(サービスセンター等を含む)、エリア本部および支店にコンプライアンス責任者を配置し、全社的にコンプライアンスを推進する態勢を構築しています。

また、当社の保険募集人である日本郵便株式会社との間に、コンプライアンス統括部担当執行役などで構成する連絡会議を設置し、コンプライアンス態勢の充実、強化に関する事項を協議するとともに、郵便局に対する指導・管理を行っています。さらに、社外有識者等をメンバーとする法令等遵守態勢強化に関する諮問会議を設置し、当社のコンプライアンスの現状などについて客観的・専門的立場から評価や今後の方向性などに係る提言をいただき、コンプライアンス態勢の強化に役立てています。

内部監査部は法令等遵守態勢について内部監査を実施し、コンプライアンス推進態勢の適切性・有効性をチェックし、強化を図っています。

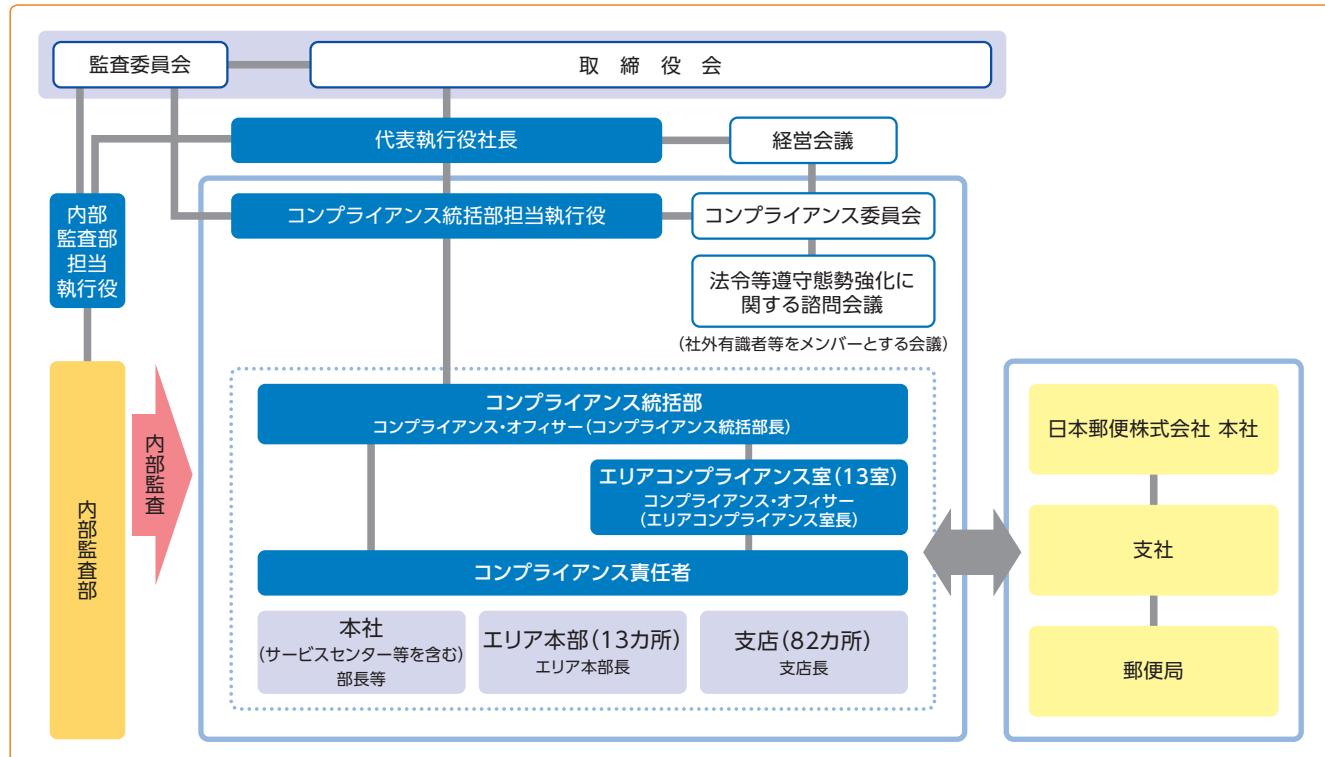
コンプライアンス教育の実施等

コンプライアンス・プログラムに基づき、本社・支店などのコンプライアンス責任者などを対象とした研修を実施し、コンプライアンス責任者の役割や実務に即したコンプライアンス上の留意点などについて説明・指導するほか、役員および社員全員を対象にコンプライアンスに関する知識の付与を目的としてeラーニング研修を

実施しています。

また、本社・支店などの各職場においては、業務研究会やミーティングを利用し、職場単位でもコンプライアンス意識の浸透を図る取り組みを行っているほか、郵便局に対して各種研修の実施や研修資料の提供を行っています。

コンプライアンス推進態勢図



勧誘方針

当社は、「いつでもそばにいる。どこにいても支える。すべての人生を、守り続けたい。」という経営理念のもと、常にお客さま一人ひとりの立場に立って、分かりやすい商品と質の高いサービスを提供します。

また、商品の販売にあたっては、法令及び社会規範などを遵守した適正な販売を行います。

株式会社かんぽ生命保険の勧誘方針

http://www.jp-life.japanpost.jp/policy/solicitation/pcy_sol_index.html

利益相反の管理

当社は、保険業法および金融商品取引法などを踏まえ、お客さまとの取引に伴う利益相反によりお客さまの利益を不当に害することのないよう「利益相反管理規程」を定め、法令および当社規程等を遵守し、適切に業務を管理・遂行しています。

また、日本郵政グループにおいても、「日本郵政グループにおける利益相反管理方針」を公表し、この方針に基づいて、グループ全体でお客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反取引を管理することとしています。

日本郵政グループにおける利益相反管理方針

http://www.jp-life.japanpost.jp/policy/conflicts/pcy_cfl_index.html

個人情報保護の取り組み

当社は、個人情報保護に関する社会的要請の重要性を十分認識し、個人情報保護に関する諸法令などに基づき、個人情報を適切に保護するための取り組みを推進しています。

個人データの安全管理を図るための内部管理体制として、会社全体の個人情報の保護に関する事務を統括する個人情報保護統括責任者のほか、各部署に個人情報の保護に関する事務を管理する者を配置し、個人情報の適切な保護と取り扱いを行っています。

プライバシーポリシー

http://www.jp-life.japanpost.jp/policy/privacy/pcy_prv_statement.html

簡易生命保険契約に係る個人情報の承継について ●

民営化時点で日本郵政公社が保有していた簡易生命保険契約に係る契約者さま、被保険者さまなど(以下本項で「お客さま」といいます。)の個人情報に関しては、郵政民営化法に基づき政府の認可を受けた「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」により、管理機構および当社が日本郵政公社から承継する業務・機能に必要な範囲内において承継させていただいている。

当社が承継により取得したお客さまの個人情報(入院履歴などの保健医療に関する情報を含みます。)に関しては、従来と同様に生命保険の業務の適切な運営を確保するため、利用目的の達成に必要な範囲内でのみ利用させていただきます。

日本郵政公社から承継した個人情報の利用目的

http://www.jp-life.japanpost.jp/policy/privacy/pcy_prv_object.html

反社会的勢力への対応

当社は、反社会的勢力との関係遮断の徹底を、お客さまの信頼を維持し健全な経営を実現するための重要な事項であり、企業としての社会的責任であると認識しています。

また、反社会的勢力との関係を遮断し排除するため、取締役会が定める「内部統制システムの構築に係る基本方針」に基づき、「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を定め、反社会的勢力に対応しています。

反社会的勢力への対応に関する基本方針

http://www.jp-life.japanpost.jp/aboutus/company/abt_cmp_antisocial.html

反社会的勢力への対応に関する規程等 ●

「内部統制システムの構築に係る基本方針」において、平素から警察などの外部専門機関と連携をとりながら不当要求などには毅然と対応するなど、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し排除することを定めています。これに基づき、反社会的勢力との関係を遮断するための態勢および組織とし

ての対応に関する基本的事項を定めた「反社会的勢力対応規程」ならびに具体的な業務遂行などのための「反社会的勢力対応細則」、「反社会的勢力対応手続」および「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、全社員に徹底させています。

反社会的勢力への対応態勢 ●

反社会的勢力への対応態勢として、代表執行役社長を最高責任者、総務部担当執行役を反社会的勢力対応統括責任者、本社総務部長、エリア本部長、支店長などを反社会的勢力対応責任者とし、反社会的勢力との関係遮断を目的とした、適切な対応態勢を整備しています。また、「コンプライアンス委員会」および「反社会的勢力対応協議会」において全社的な協議を行っています。

さらに、反社会的勢力との関係を遮断するための具体的な対応策として、2012年4月に保険約款に暴力団排除条項を導入したほか、保有する全保険契約に対する反社会チェック、各種契約書への暴力団排除条項導入、不当要求防止責任者講習の受講促進、警察・弁護士等外部機関との連携強化、会議・研修・情報誌を通じた指導などを実施しています。

リスク管理体制

経済情勢、人口構成など、生命保険事業を取り巻く経営環境は大きく変化しています。生命保険会社として、お客さまの大切な資金をお預かりし、万一の時の生活保障手段を提供するためには、将来にわたり財務の安定性と業務の健全性を確保することが必要です。特に、当社は、郵便局のネットワークを通じて、養老保険・終身保険を安定的に提供するユニバーサルサービスの一端を担う社会的使命を有しており、適切なリスク管理を行うことが極めて重要です。

当社では、リスクテイクの戦略として、「リスク選好ステートメント」を定めています。また、さまざまなりスク特性に応じた、実効性のあるリスク管理を行うことを経営上の重要課題として認識し、リスク管理についての基本原則、管理態勢、管理方法などの基本的事項を「リスク管理基本方針」に定め、これに基づきリスク管理を実施しています。当社のリスク管理は、不測の損失を回避するとともに、経営戦略に基づき、財務健全性を維持しながら、資本効率の向上、リスク対比のリターン向上を図ることを基本原則とし、統合的リスク管理およびリスク区分別の管理を行う態勢としています。

リスク管理体制の概要

当社では、「リスク管理基本方針」に基づき、リスク管理に関する規程を整備するとともに、リスク管理統括部担当執行役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、定期的に開催しています。

リスク管理委員会では、リスク管理に関する方針、リスク管理体制の整備および運営に関する事項ならびにリスク管理の実施に関する事項の協議を行うとともに、各種リスクの状況などについて把握および分析することにより適切なリスク管理を行い、リスク管理統括部担当執行役は、重要な事項を経営会議に付議または報告しています。

さらに、リスク管理統括部担当執行役は、当社のリスク管理を統括し、経営を取り巻く環境、リスク管理の状況の変化に応じ、リスク管理態勢の構築、検証および整備をしています。リスク管理統括部は、リスク管理総括担当として、リスク管理統括部担当執行役の指示のもと、リスク管理態勢の構築、検証および整備に係る業務を遂行するとともに、リスク区分ごとのリスク管理を行う部署(以下「リスク管理担当」といいます。)における管理状況を把握し、分析・管理を行うことにより、定期的にリスク管理の状況を検証しています。

また、各リスク管理担当の担当執行役は、リスクの所在、種類および特性ならびにリスク管理基本方針に定めるリスク管理の方法および態勢を把握したうえで、それぞれの担当するリスクの管理体制を整備・運営しており、各リスク管理担当は、業務執行担当である業務を執行する本社各部、支店などとの相互牽制のもと、リスク管理基準に従い、適切にモニタリング機能を発揮し、担当するリスクを管理することとしています。なお、資産運用リスクとオペレーションリスクのリスク区分については、細目を構成するリスク区分が複数にわたるため、細目のリスク区分のリスク管理担当と併せて、リスク管理統括部が総合的な管理を行っています。

リスク管理体制については、内部監査部が内部監査を実施し、その適切性・有効性をチェックすることにより、リスク管理体制の強化を図っています。

なお、当社がリスク管理を行うにあたっては、日本郵政株式会社および当社の子会社であるかんぽシステムソリューションズ株式会社のリスク管理部門と連携して取り組んでいます。

統合的リスク管理(ERM:エンタープライズ・リスク・マネジメント) ●

当社では、会社が直面するリスクに関して、潜在的に重要なリスクを含めて総体的に捉え、会社全体の自己資本などと比較・対照し、事業全体としてリスクを管理しています。

生命保険事業の特質を踏まえて、財務の健全性を確保しつつ、資本効率の向上を図るために、保険会社に適用される現行のソルベンシー・マージン規制を遵守する

とともに、経済価値に基づくリスク量と資本量とを対比することにより、会社全体のリスクを管理することを基本原則としています。

さらに、経営計画へのERMの活用など、ERM態勢の高度化を進めており、安定的な利益の確保、持続的な企業価値の向上を目指します。

ストレステストの実施

当社では、低頻度ではあるものの、一定の発生の蓋然性があり、発生すると当社に甚大な影響を及ぼす事象の影響を把握するため、定期的にストレステストを実施しています。

ストレスシナリオの設定にあたっては、

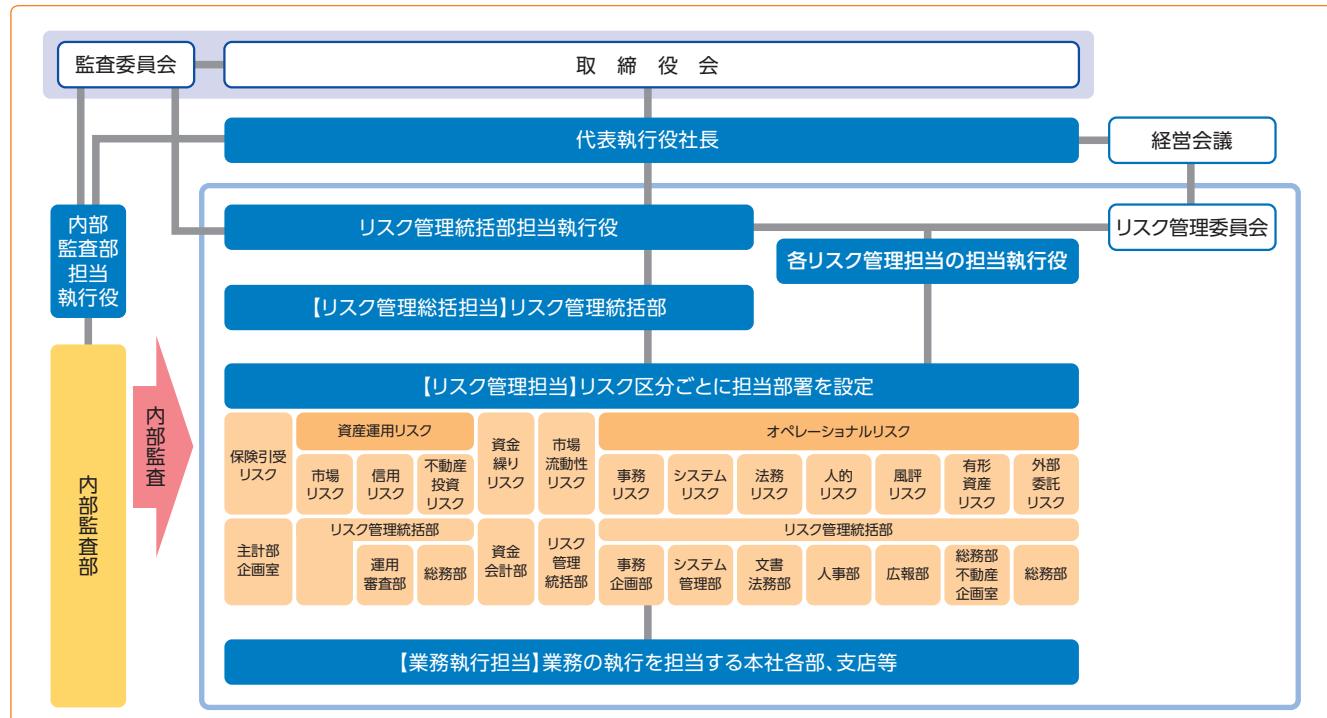
- ・当社のリスクプロファイルの状況を踏まえ、当社に重大な影響を及ぼしうるリスク区分を網羅すること
 - ・過去に発生したヒストリカルシナリオのみならず、今後発生する可能性のあるフォワードルッキングな仮想シナリオを想定すること

- ・複合的(包括的)なストレスシナリオ下における当社への影響を把握すること

を考慮し、具体的には、4つのメインシナリオ(金利上昇、金利低下、巨大地震発生、新型インフルエンザの大流行)にサブシナリオ(金融市場の混乱、大量解約など)を複合させています。

ストレスシナリオでの損失状況や健全性に与える影響を分析し、その結果を定期的にリスク管理委員会および経営会議に報告し、経営に活用しています。

リスク管理体制図



リスク区別の管理 ●

当社では、管理するリスクを次のとおり分類・定義し、リスク特性に応じた管理態勢や規程などを整備し、適切にリスク管理を実施しています。

保険引受リスク	経済情勢や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスク
資産運用リスク	保有する資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク
市場リスク	金利、為替、株式などのさまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産および負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し損失を被るリスクならびに資産および負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク
信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化などにより、資産(オフ・バランス資産を含む。)の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク
不動産投資リスク	賃貸料などの変動などを要因として不動産に係る収益が減少する、または市況の変化などを要因として不動産価格自体が減少し、損失を被るリスク
資金繰りリスク	財務内容の悪化などによる新契約の減少に伴う保険料収入の減少、大量ないし大口解約に伴う解約返戻金支出の増加、巨大災害での資金流出により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク
市場流動性リスク	市場の混乱などにより市場において取引ができなかつたり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク
オペレーションリスク	業務の過程、役員・社員などの活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスク
事務リスク	役員・社員などが正確な事務を怠ること、あるいは事故・不正などを起こすことにより損失を被るリスク
システムリスク	1) コンピュータシステムのダウンまたは誤作動など、システムの不備などに伴い損失を被るリスク 2) コンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク 3) コンピュータシステム開発の遅延などにより損失を被るリスク
法務リスク	事業活動に関連して、法的紛争が発生すること、または法令などの新設・変更に適切に対応しないことにより、損失を被るリスク
人的リスク	人事運営上の不公平・不公正、差別的行為などから損失を被るリスク
風評リスク	会社などに関する噂や憶測、評判などのあいまいな情報や、事故および不祥事などの発生に伴う誤解、誤認、誇大解釈などが、保険契約者、マスコミなどに広がることにより、損失を被るリスク
有形資産リスク	有形資産が災害その他の事象から毀損を受けることにより損失を被るリスク
外部委託リスク	外部へ委託する業務において、委託先(再委託先を含む。)による委託契約の不履行、不法行為などにより損失を被るリスク

当社では、リスク区分ごとにリスク管理担当を定め、リスク管理を行っています。リスク管理統括部はこれを総括し、リスク管理担当からの報告を踏まえ、そのリスク管理状況などを把握し、分析・管理を行い、定期的にリスク管理委員会に報告を行っています。

リスク区別の管理の内容は、次のとおりです。

保険引受リスク

生命保険契約は、お客さまが抱える死亡、病気、ケガなどのリスクを長期間にわたり保障する契約です。このため、保険引受時に今後、どのようなリスクの発生が予想されるのか、的確に把握・分析し、適切に保険料に反映させる必要があります。

このような観点から、当社では、保険料率の設定の検証および保険事故発生状況の把握・分析などを行っています。

保険引受リスク管理担当である主計部企画室においては、保険引受リスク量の計測、販売商品の商品別収益

性評価および医学上の引受基準の適正性の検証などを行うことにより、適切に保険引受リスクを管理しています。

また、当社では、保険引受リスクの管理上必要な場合に、再保険会社の財務内容などについて十分な検討を行ったうえで出再を行っています。一方、再保険を引き受ける際には、必要な情報を入手し、収益性やリスクの特性などを踏まえ、保険引受リスクが経営に支障ない範囲内であるかを検証したうえで、引き受けを行っています。

資産運用リスク

生命保険契約に基づき、お客さまからお預かりした資金は、将来の保険金等のお支払いに備え、大切に運用する必要があります。

このような観点から、当社では、健全な経営を維持し、お客さまに安心して当社をご利用いただけるよう、長期・固定金利という負債特性に応じ、公社債、貸付などの円金利資産への投融資により、安定的な運用を行うことを基本とし、資産運用リスクの許容可能な範囲で運用資産の多様化を進めることにより、収益性の向上を目指しています。

資産運用リスク管理担当であるリスク管理統括部、運用審査部および総務部においては、業務を執行する本社各部との相互牽制のもと、資産運用リスクをモニタリングし、適切な管理を行っています。加えて、リスク管理統括部が、資産運用リスクの総合的な管理を実施し、運用審査部および総務部と連携を図りつつ、適切に資産運用リスクを管理しています。また、多様化する運用資産のリスク特性に応じた適切なリスク管理態勢の整備を図っています。

資金繰りリスク

生命保険事業を運営するためには、保険金等のお支払いをはじめ、資金の運用を行うなど、お客さまや取引先との資金の受け払いが必要となりますが、受け払いの際、資金決済に支障が生じれば、関係者の方々にご迷惑をおかけするばかりでなく、会社運営そのものが行えなくなる事態につながることとなります。

このような観点から、当社では、資金繰りに支障をきたすことがないよう、日々の保険料・保険金等の入出金情報

を把握し、確実に資金管理を行っています。

資金繰りリスク管理担当である資金会計部においては、資金繰り状況の逼迫度に応じた区分を定義し、それぞれの区分ごとにリスク管理基準を設け、管理・検証することにより適切に資金繰りリスクを管理しています。また、大量解約の発生を想定した資金繰りリスクに係るストレステストを実施し、資金繰り対応の改善を図っています。

市場流動性リスク

お客様からお預かりした資金によって投資を行った資産を売却する場合がありますが、この際に市場の混乱などにより市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る可能性があります。

このような観点から、当社では、流動性の高い資産を中心とした運用を行っています。

市場流動性リスク管理担当であるリスク管理統括部においては、流動性の低い有価証券などの保有を制限する管理基準を設けるなど、管理・検証することにより、適切に市場流動性リスクを管理しています。

オペレーションリスク

当社では、役員・社員などが、お客様への迷惑や会社損失などにつながるオペレーションリスクの未然防止と顕在化時の適切な対応に努めています。オペレーションリスクの細目のリスク区分ごとに、リスク管理担当を定めて、会社全体のオペレーションリスクの所在・

1) 事務リスク

事務の取扱上の事故などが発生するとお客様に多く迷惑をおかけするとともに、当社への信用を失うことになります。このため、当社では、本社、支店などの各組織において、過去に起きた事務事故および今後起こり得る可能性のある事務事故などを自律的に把握・管理し、迅速かつ正確に事務処理できるよう規程・基準などを

規模・性質を特定、評価し、重要度に応じた管理を行い、オペレーションリスクの顕在化を抑制するとともに、顕在化時の損失の最小化を図っています。また、リスク管理統括部では、各リスク管理担当と連携を図りつつ、オペレーションリスクの総合的な管理を行っています。

2) システムリスク

事務の取り扱いの広範な部分を情報システムに依存している現状においては、システムダウンなどの大きな障害が発生した場合やシステム開発が遅延した場合などには、お客様に多大な迷惑をおかけするとともに、当社への信用を失うことになります。このため、システムリスク管理担当であるシステム管理部においては、情報システムを所管する部署によるリスク管理が適切に実施されているかを検証、統制することにより、システムリスクの軽減を図っています。

策定・整備するとともに、社員に対する指導・教育を行っています。

事務リスク管理担当である事務企画部においては、各組織によるリスク管理が適切に実施されているかを評価・検証し、事務リスクの抑制・極小化に取り組んでいます。

なお、重大な障害が発生した場合の対応として、マニュアルの策定などにより、迅速な対応を行うことができる態勢を整備するとともに、当社のメインシステムであるかんぽ総合情報システムについて、メインコンピュータセンターのシステムダウンなどに対応するために、バックアップセンターを設置しています。また、万一、システム障害などが発生した場合には、お客様への影響を調査し、原因分析などを行い、適切な対応策を実施することにより、再発防止に努めています。

3) その他オペレーションリスク

その他オペレーションリスクの細目のリスク区分として、法務リスク、人的リスク、風評リスク、有形資産リスク、外部委託リスクを設け、各リスク区分のリスク管理担当を

定めて、リスク管理に係る諸活動や態勢の充実に向けた取り組みを行っています。